

年次学術講演会施行細則

平成 7年5月18日制定
平成14年10月23日改定
令和4年7月25日改定

(総 則)

第1条 本細則は、耐火物技術協会定款施行細則第15条に基づく講演会のうち、年次学術講演会（以下本講演会と略記する）の運営実施について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本講演会は耐火物分野全般の研究と技術の発展に寄与することを目的とする。

(開催地・時期)

第3条 本講演会は原則として毎年1回通常総会開催時に併せて各支部の地域にて開催する。開催担当支部は東部、近畿、九州、東海、中国四国支部の順とする。但し、国際会議等重要な事業と重なるときは、開催2か年以前に常任理事会の決議によりこれを変更することができる。

(運営組織)

第4条 本講演会の運営は講演会運営委員長の下に以下の各号を置くものとする。

- ①総務委員会
- ②プログラム委員会
- ③会場委員会

(構 成)

第5条 前条の組織は以下により構成する。

- ①講演会運営委員長は、当年度の企画委員長とする。
- ②総務委員会は開催地支部長を委員長とし、同事務局員、協会本部事務局員及びプログラム委員長の推薦者にて構成する。
- ③プログラム委員会は、機関誌編集委員長の推薦者（3名）、鉄鋼用耐火物研究会、耐火物原料研究会、セメント用耐火物研究会、環境と耐火物研究会幹事長の推薦者各1名（計4名）、開催地支部長推薦者（1名）及び本部事務局員（1名）により構成する。委員は2部門の推薦を兼ねることができる。委員長はこの委員の中から企画委員長が委嘱する。
- ④会場委員会は開催地支部の理事又はその推薦者により構成する。会場委員長は開催地支部長又はその指名による。

(任 期)

第6条 委員の任期は開催年の最初の常任理事会の翌日から、次年最初の常任理事会において開催終了報告が承認されるまでとする。

(業 務)

第7条 各委員会は主に以下の業務を担当する。

- ①総務委員会：会場設定、予算立案、出納、講演会運営委員長及び他委員会との連絡調整。
- ②プログラム委員会：講演会様式の立案、講演募集、特別講演の企画決定、プログラム作成、座長指名。
- ③会場委員会：会場設営、受付、案内、講演会進行、懇親会運営。

(運営経費)

第8条 講演会は本部基金、研究会協賛金、参加登録料及び公益助成金をもって運営し、本部会計とする。予稿集印刷、広告料、予稿集販売代金は計上しない。懇親会は会費及び本部基金でもって運営し、本部会計とする。

(講演予稿集)

第9条 講演予稿は耐火物誌に掲載し、会員全員に配布する。

(既定の改廃)

第10条 本細則の改廃は、常任理事会の決議による。

附則

この細則は、第35回（令和5年開催）から適用する。